登録番号：近畿財務局長（金商）第 90 号
阪急阪神不動産投資顧問株式会社

苦情処理・紛争解決措置について

【当社の苦情処理措置について】

当社は、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人資産運用業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

電　話　0120 － 64 － 5005（フリーダイヤル・月～金／9時～17時　祝日等を除く）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。

① お客様からの苦情の申立
② 会員業者への苦情の取次ぎ
③ お客様と会員業者との話合いと解決

【当社の紛争解決措置について】

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人資産運用業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。

同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次のとおりです。

① お客様からのあっせん申立書の提出
② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
③ お客様からのあっせん申立金の納入
④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
⑤ あっせん案の提示、受諾

また、当社は、第二種金融商品取引業に関する個別利用登録を行っており、当該業務に係る紛争の解決についても、必要に応じて、同センターの定める手続きによって行うこととしています。

以上